

3月10日（水）午後、東京大学未来ビジョン研究センター安全保障研究ユニット主催により、元内閣官房副長官補（元国家安全保障局次長）の高見澤將林・公共政策大学院客員教授、本学東洋文化研究所の松田康博教授、及び元国家安全保障局参事官補佐の都築正泰・当センター特任研究員の3名をパネリストとして、「日本における国家安全保障会議の機能と政策」と題したオンライン研究会が開催されました。今回の研究会はチャタムハウス・ルールを適用しての開催であったことを踏まえ、以下、発言者を明示しない形で、今回の研究会における議論の概要をまとめています。今次研究会のモデレーターは、藤原帰一・未来ビジョン研究センター長（本学法学政治学研究科教授）が務めました。なお、本研究会は外務省補助金事業「米中競争による先端技術分野の安全保障化の背景とグローバル経済への影響」の一環として開催されたものです。

1. 国家安全保障会議設立の背景

2013年12月の国家安全保障会議設置法の成立は、2006年に続く二度目の試みであった。2006年と2013年の状況の違いは、日本を取り巻く安全保障環境の厳しさがより一層明確になったこと、また国内的には2011年3月11日の東日本大震災の経験も踏まえて、緊急事態時に機能すべき「国家の司令塔」の必要性が超党派で認識されるようになったことがあるだろう。その中で、事務レベルにおいても、政策の総合調整機能を持つ内閣官房の下に、関係省庁が集まり情報を共有し連携していく利点も認識されるようになったことも挙げられる。また2013年12月の国家安全保障会議の設置に際しては、安全保障分野の関係省庁から幅広く職員が出向して編成された設置準備室が、国家安全保障会議設置後も見据えた作業に着手していた。このため、国家安全保障会議の事務局となる国家安全保障局の設置は2014年1月であったが、国家安全保障会議の立ち上げ後、「国家安全保障戦略」や「防衛大綱」の策定を早期に実現する等、円滑なスタートにつながったのではないかと見られる。

2. 国家安全保障会議の運営状況とその成果について

国家安全保障会議は、前身の安全保障会議の持つ文民統制機能を「九大臣会合」として維持させつつ、政府として安全保障環境の変化により柔軟に対応できるよう、外交・防衛政策における関係閣僚間の実質的な協議体である「四大臣会合」と「緊急事態大臣会合」の3つの会合形式が設けられている。それぞれ政府首脳により戦略的視点から活用されている。「四大臣会合」は必要に応じて他の関係閣僚も含めた拡大会合が開催されている。今後、何を政策目標とするかによって、「四大臣会合」はより活用されていくことが見込まれる。

これまでの開催状況を踏まえれば、北朝鮮の核・弾道ミサイル実験、ウクライナ情勢、シリア邦人殺害事案、南スーダン情勢悪化時の国連PKO韓国隊への弾薬提供決定等の危機管理の際にも適時対応してきたと言える。また、危機事態への継続的な対処とともに、中長期的な政策の策定も並行して実施されている。この点については、「国家安全保障戦略」の策定、この戦略に沿った体制の整備（防衛装備三原則等）、安保法制懇の設置とそれを踏まえ

た平和安全法制の法案化。さらに、海洋・サイバー・エネルギー等、国家安全保障に関する課題について、幅広く中長期的観点からみた政策の議論が進んでいる。国際平和協力分野については、安全保障環境の変化を踏まえて、現在、量から質への転換が具体化されているところである。新型コロナウイルス対応については、初めて「緊急事態大臣会合」が開催されるようになっているし、またこの議題での「四大臣会合」も開催されているところである。

事務レベルでみれば、内閣官房の総合調整機能を活かした多層にわたる安全保障関係省庁間会議が定例化され機能している。また国家安全保障局に出向する各省庁職員も含めた連帯感も醸成されており、まさに安全保障政策分野の政策コミュニティが着実に構築されつつあるのではないかと。さらに、国家安全保障局から関係省庁に対して明確かつ具体的な情報要求が行われており、これにより適時の情報共有が進んでいる。また戦略的コミュニケーションについて、どのようなメッセージを発信すれば抑止力につながるのか等の観点も含めて関係省庁間の情報共有と政策調整が進みつつある。

3. 今後の課題と展望について

経済安全保障について。これまで国家安全保障会議で議論されてきた議題は、政治と軍事の関係に関するものが主であり、経済安全保障はやや質の異なる面がある。この中で、今後どのように国家安全保障会議で扱われていくことになるのだろうか。この点については、従来は市場経済の中で比較優位の観点から論じられたものが、近年、最先端技術のサプライチェーンをめぐって米中対立が激化する等、まさに国家安全保障に直接的にかかわる問題として経済安全保障の問題が認識されつつある。他方、その中で、政府として、何を目標として取り組むのかという点を明確することが必要であり、それに応じて国家安全保障会議が活用されていくことになるのだろう。そのうえで、台湾の対応が参考になる面があり、同国の対応にも注視が必要であろう。

サイバーセキュリティについて。サイバー技術がまさに国家の安全を脅かすという状況にある。これは単に防衛技術の問題に留まらず民生の領域も含まれており、境界の設定が難しくなっている。この中で、国家安全保障会議ではサイバーセキュリティをどのように扱っていくべきなのか。この点については、国として技術をどう強化するかという観点から、これまで個別の政策であった宇宙やサイバーを安全保障戦略の中に組み込んでいく必要がある。サイバー空間の不正使用を防ぐだけでなく、サイバー空間での優位をいかに確立すべきなのか、技術面と運用面での議論がさらに求められている。

安全保障上の政策課題が多数ある中で、いかにして優先順位をつけていくのか。変わっていくリスクに後追いするだけではなく、新たにできた国家安全保障会議を通じて主体的な対応も必要ではないか。この点、政治のリーダーシップにゆだねるのか、あるいは事務レベルで詰めていくべきものなのか。目前に明確になりつつある脅威の存在とともに、見えない脅威についても対応が必要であり、それをどう見抜いて対応していくべきかという視点が重要。その中で、民間の力も総結集して、日本国全体としての安全保障に関するアセスメン

トが必要となる。またその時々により安全保障政策上のプライオリティが変わるシナリオを想像力豊かにして複数持ちつつ、必要な処方箋をあらかじめ用意しておき、必要なときにそれを打ち出せるようにしておくことが重要。その点で国家安全保障会議が活用されていくべきだろう。

(了)